平成２４年（フ）第２７９号
群馬県高崎市寺尾町175番地７
債務者　富田　**椿**子
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０６１号
堺市東区野尻町48番地　グランディ白鷺607号
債務者　川上江里佳（旧姓原）
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９１号
大阪府松原市天美北２丁目12番１号
債務者　萩原　理恵（旧姓岡本）
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１１１号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅３棟310号
債務者　片岡　節子
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１１４号
大阪府羽曳野市壺井92番地
債務者　田中満夕子
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１１９号
堺市西区鳳南町２丁170番地５
債務者　安場　惠子
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２３号
大阪府河内長野市千代田台町１番14―109号
債務者　津本　豊子
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
高知市種崎781番地18
債務者　浜田　香織
１　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８６号
高知市竹島町61番地12
債務者　利岡　愛子
１　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９０号
高知市神田23番地１　船岡団地Ｒ３―106号
債務者　岡田　和久
１　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９６号
千葉県茂原市本納2316番地２　スペースぴあ２番館
債務者　沢木　良平
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４７０号
愛知県岡崎市上地町字赤菱23番地２　シティハイツ山本Ｂ―207、前住所愛知県額田郡幸田町大字坂崎字雀ケ入１番地38　202
債務者　齋藤　　進
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８２１号
横浜市保土ケ谷区川島町1505番地　西原アパート16棟405号
債務者　吉野真由美（旧姓谷川）
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1220番地１　メゾン新倉102
債務者　大川　和也
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８６号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅４街区１棟106号
債務者　有川　幸江
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２０号
横浜市戸塚区深谷町589番地12
債務者　千葉　　順
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２５号
横浜市港南区笹下５丁目２番３号　安藤ビル202
債務者　黒田　泰邦
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部